

日高川町農地保全対策事業補助金交付要綱

平成29年9月5日

(目的)

第1条 この要綱は、町内の農地保全（耕作放棄地発生防止）のため、町内の農家が購入する農業用機械に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日高川町補助金等交付規則（平成17年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、日高川町内に住所を有し、経営面積が10a以上である農家とする。

(補助対象機械)

第3条 補助対象となる機械は、次の各号に掲げるとおりとする。但し、国及び県の補助対象と成り得る機械は除く。

- (1) 作業効率の向上・省力化等のために導入する農業用機械。（消費税は補助対象とする。）
- (2) 町長が特に必要と認める機械。

(補助対象事業費の限度額)

第4条 補助対象事業費の限度額は、1機械につき100千円以上1,500千円以下とする。

(補助率)

第5条 補助対象事業における補助率は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の予算の範囲内において、補助対象事業費の1/5以内。

(補助金の交付)

第6条 この事業による補助金の交付は、規則に基づき行うものとする。

(交付条件)

第7条 補助を受けた農業用機械の管理については、補助を受けた翌年度から起算して5年間適正な管理をしなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日より施行し、平成29年度の補助金から適用する。